

系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託契約書（案）

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託 〇 7－DK－A 8（以下「本業務」という。）に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（契約業務）

第 1 条 甲及び乙は、本業務について、この契約書に基づき、系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び企画提案書に記載された事項に従い履行するものとする。

（委託期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 9 日までとする。

（業務委託料）

第 3 条 業務委託料は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（契約の保証）

第 4 条 乙は、この契約の締結にあたり、秋田県公営企業財務規程（昭和 4 3 年 5 月 2 0 日秋田県公営企業管理規程第 6 号。以下「財務規程」という。）第 7 6 条各号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

一 契約保証金の納付

二 財務規程第 7 5 条第 2 項に掲げる担保の提供

2 前項の保証に係る契約保証金又は担保（以下「契約保証金等」という。）の金額（以下「保証の額」という。）は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円以上としなければならない。

3 甲は、乙が第 1 3 条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する検査に合格したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金等を乙に返還する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 1 0 分の 1 に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（調査職員）

第 5 条 甲は、調査職員を定めたときは、書面をもって乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、指示を与える等の職務を行う。

（業務着手届等の提出）

第 6 条 乙は、契約締結後 5 日以内に本業務に着手するとともに、業務着手届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、この契約締結後 5 日以内に委託業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(調査等)

第7条 甲は、乙の本業務の実施状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本業務の実施に関して乙に必要な指示を与えることができる。

(再委託の制限)

第8条 乙は、本業務の全部若しくはその主たる部分又は業務委託料の3分の1を超えるものを第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に甲に書面により提出し、承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託者の行為について甲に対してすべての責任を負うものとする。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し業務委託料を交付しない、又は交付した業務委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に本業務を完了することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで、契約解除の申し出をしたとき。

(4) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、本業務の既済部分の引き渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その既済部分に相応する業務委託料を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第10条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、業務委託料の10分

の1に相当する額の賠償金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により本業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定める。
- 5 乙は、本業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。
- 6 第1項の場合において、契約保証金等の納付又は提供が行われているときは、甲は、契約保証金等をもって同項の賠償金に充当することができる。

(契約変更)

第11条 甲又は乙は、この契約の委託期間中に必要と認めるときは、双方協議の上、この契約を変更することができる。

(履行延滞の場合における延滞金)

- 第12条 乙の責めに帰する事由により履行期限までに本業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の延滞金の額は、延長日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(検査及び引渡し)

- 第13条 乙は、本業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対してその旨を通知しなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 甲は、前項の検査が完了した後、乙が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。
 - 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 5 乙は、第2項による検査の結果、不合格となり、修補を命ぜられたときは、遅滞なく当該修補を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第14条 乙は前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

- 第15条 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(権利義務の譲渡等)

- 第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、この内容等を変更することができる。

(著作権等の取扱い)

- 第17条 乙は、本業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(秘密の保持)

- 第18条 乙は、本業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の費用)

- 第19条 この契約に係る費用は乙の負担とする。

(信義則)

- 第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第21条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義等の決定)

- 第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 秋田県秋田市山王三丁目 1 番 1 号

秋 田 県 知 事 鈴木 健太

乙

系統用蓄電池導入事業可能性調査業務委託 仕様書

1 目的

この仕様書は、系統用蓄電池導入事業の実施にあたり、県が系統用蓄電池を導入、運用する事業(以下「蓄電事業」という)の事業可能性を調査する業務を、円滑かつ効果的に処理するために定める。

2 業務の概要

蓄電事業は、各種電力市場での取引等(例えば電力系統内に余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電する、又は電力系統への調整力等を供給する等)を通じ、再エネの有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する蓄電システムを導入、運用するものであり、本業務委託では、県が蓄電事業の事業化を検討する際に、必要な既存情報の収集と分析、経済性の評価等を実施することで、県が事業化の可否を判断するために必要な情報を取りまとめるものである。

3 業務期間 契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 業務の内容

- (1) 蓄電池の市場調査
 - ・ 蓄電池の市場調査を行い、性能やコスト、特徴等の比較表を作成
 - ・ 導入費用を調査
(導入工事が複数年に跨がる場合、初年度と次年度の年度割額も試算)
 - ・ 機種選定に必要な仕様等の検討
- (2) 蓄電事業の実施に関する課題とリスクの整理
 - ・ 事業候補地(秋田市内の県有地2地点、ともに高圧連系想定)における課題を把握
 - ・ 上記課題の解決策を検討
 - ・ 建設時および運用時における事業リスク及び分担者を整理
※分担対象者:県(設備所有者及び事業主体)、EPC、運營業務受託者
- (3) 事業環境に関する将来展望とシナリオの検討
 - ・ 各種電力市場(電力卸取引市場、容量市場、需給調整市場、その他今後創設される可能性のある市場等)の見通しを分析
 - ・ その他事業環境の見通しを分析
- (4) 経済性評価
 - ・ 上記(3)で分析した複数のシナリオに基づき、運用手法、契約手法等の組み合わせで事業モデルを複数設定し、経済性を評価
- (5) 系統用蓄電池に関するセミナー
 - ・ 県が主催する蓄電事業に関する県職員向けセミナーにおいて講義を行う
(セミナーは秋田市内の会場で開催し、回数は1回を想定)
- (6) 打合せ等
 - ・ 対面による打合せは、着手時、完了時を含め3回以上実施すること
 - ・ その他必要な打合せは、電話または web 会議により行うことができる

(7) 報告書作成

- ・ 業務内容に関する報告書を作成

〔納入品〕

- ① 報告書(A4版カラー印刷、パイプ式ファイル綴り) :1部
- ② 打合記録簿、その他資料等(A4カラー印刷、ファイル綴り) :1部
- ③ 電子媒体(報告書の電子データ(PDFに加え、WORD、EXCEL等の加工可能なデータ形式)をDVD等に記録したもの) :1部

5 業務のスケジュール

令和7年11月下旬	業務着手
12月下旬	業務内容(1)の調査結果仮報告
令和8年 2月中旬	業務内容(4)の調査結果仮報告及び中間報告
3月19日	業務完了

6 関連事項

- (1) 電力系統接続手続きに関する事項
 - ・ 事業候補地における電力系統接続検討手続きは、県が実施中
- (2) 地盤調査に関する事項
 - ・ 事業候補地における地盤ボーリング調査は、県が実施予定

7 その他

- ・ 各種調査は、関係する法令、条例及び規則等に適合することはもとより、業界の実績や基準にも留意しながら、専門家として要求される注意と能力をもって遂行すること。
- ・ 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。ただし、本業務を進めるうえで第三者への情報提供が必要と県が認めた場合に限り、提供することができる。
- ・ 受託者は、必要な打合せを遅滞なく適切に実施するほか、業務の進捗状況等を電話、電子メール等にて定期的に報告し、双方の意思疎通を図りながら業務を遂行すること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決める。